

## 野田市ネーミングライツ導入に関するガイドライン

このガイドラインは、野田市（以下「市」という。）の公共施設及び市が主催する各種大会等（以下「施設等」という。）の愛称を命名する権利（以下「ネーミングライツ」という。）の適切な導入を図るため、基本的な考え方をまとめたものである。

### （目的）

第1条 施設等を有効に活用し、ネーミングライツを付与することにより新たな財源を確保し、持続可能な施設等の運営を行うとともに、施設等の魅力や知名度を高めることにより地域経済の活性化を図ることを目的とする。

### （運用）

第2条 ネーミングライツの運用は、次の各号に定めるところによる。

- (1) ネーミングライツの導入後、市は、愛称を使用するが、条例等で定める施設等の名称は変更せず、市議会議案などにおいて必要な場合は、条例上の名称を使用する。
- (2) 利用者の混乱を避けるため、会社の統廃合等真にやむを得ない場合を除き、契約期間内の愛称の変更は認めない。
- (3) 市は、施設等の特性に応じ、条例上の名称を併記すること又は所在地名等を含める等の条件を付することができる。
- (4) ネーミングライツの付与は、施設等の所有権、経営権等には影響を与えない。
- (5) ネーミングライツを第三者に譲渡し、貸与し、承継させ、又は担保に供することはできない。
- (6) ロゴは、ネーミングライツを付与された者（以下「ネーミングライツパートナー」という。）が権利を有する登録商標であるものに限り使用することができる。
- (7) ネーミングライツを付与することにより市が得た対価（以下「ネーミングライツ料」という。）は、原則として、当該施設等の維持管理及び運営に充てるものとする。

### （導入対象）

第3条 ネーミングライツの導入は、市の施設等を対象とし、施設の性格、利用者数等を考慮して決定する。なお、施設等の一部を対象とすることも可能とする。

2 次の各号のいずれかに該当する場合は、導入しない。

- (1) 市民生活の混乱を招くおそれがある場合
- (2) 施設等の名称に特段の経緯がある場合
- (3) その他施設等の性格上、導入に適さないと市長が認めた場合

### （募集方式）

第4条 募集方式は、市があらかじめ施設等を特定して募集する方式（以下「施

設特定型」という。)又は施設等を特定せず、事業者からの企画提案を募集する方式(以下「企画提案型」という。)とする。企画提案型において、提案のあった施設等が、広く募集することにより複数の応募が見込まれる場合は、施設特定型に移行することができる。

(ネーミングライツ料の設定)

第5条 ネーミングライツ料は、導入施設等の利用者数、知名度、維持管理及び運営に係る経費、他自治体における類似事例等を勘案し、総合的に検討して設定する。

2 企画提案型におけるネーミングライツ料は、金銭だけでなく、施設等で利用可能な製品等の提供や役務(サービス)の提供等も対象とすることができる。

(費用負担)

第6条 ネーミングライツの導入に係る費用負担は、次の各号に定めるところによる。

(1) 次に掲げる費用は、ネーミングライツ料とは別に、ネーミングライツパートナーの負担とする。なお、看板等の設置等に当たっては、市と協議の上対応する。

① 当該施設等に係る看板等の設置を行う場合、それに係る費用(維持管理を含む。)

② 既に市が発行している印刷物の表示変更を行う場合、それに係る費用

③ 契約期間満了後の原状回復に係る費用

(2) 次に掲げる費用は、市の負担とする。

① 市のホームページ等の表示変更に係る費用

② 契約締結後に市が発行する印刷物の表示に係る費用

(3) ネーミングライツパートナーの施工に起因する看板の落下等により市及び第三者に損害が生じた場合は、ネーミングライツパートナーが責任を負う。

(4) 指定管理者がネーミングライツパートナーとなった場合、ネーミングライツに係る費用は、指定管理料の算定に含めない。

(愛称使用期間)

第7条 原則として5年以上とする。

(愛称の条件)

第8条 施設等の愛称は、市民が呼びやすく親しみやすいもので、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

(1) 野田市広告掲載取扱要綱第3条各号の規定に該当しないもの

(2) 商標権及び著作権等権利関係の問題が生じない又は生じるおそれがないもの

(3) 施設等の設置目的、用途等がイメージできるもの

(応募資格)

第9条 応募資格を有する者は、法人又は法人により構成された団体（以下「法人等」という。）とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者は、応募することができない。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定により、一般競争入札の参加を制限されている法人等
- (2) 市から入札参加資格の指名停止措置を受けている法人等
- (3) 国税及び地方税を滞納している法人等
- (4) 民事再生法による再生手続中又は会社更生法による更生手続中の法人等
- (5) 政治性又は宗教性のある事業を行う法人等
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条に掲げる暴力団又は暴力団員若しくはこれらと密接な関係を有する法人等
- (7) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律において、風俗営業と規定される業種及びそれに類似する業種を行う法人等
- (8) その他ネーミングライツパートナーとして適当でないと市が認める法人等

（募集方法）

第10条 募集方法は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 原則として公募とする。
- (2) 募集に必要な事項は、別途作成する募集要領で定める。
- (3) 市ホームページ及び野田市報はもとより、報道機関への資料提供等の手法を活用し、幅広く周知を行う。
- (4) 募集期間は、原則として1か月以上とする。なお、応募がなかった場合は、募集条件を見直した上で再度募集するか検討し、検討の結果、応募の見込みがないと判断した場合は、取りやめる。
- (5) 応募に係る費用は、全て応募者の負担とする。
- (6) 提出された書類は、返却しない。

（候補者の選定等）

第11条 野田市ネーミングライツパートナー選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、別途作成する募集要領で定める審査基準に基づき総合的に審査を行い、ネーミングライツパートナー候補者（以下「候補者」という。）を選定する。なお、施設特定型の募集において、応募者が1者のみの場合においても審査を行う。

- 2 審査基準における審査項目は、応募者の状況、ネーミングライツ料、愛称とし、必要に応じて追加するものとする。
- 3 第1項の審査において、必要に応じ、応募者に対し、資料の提出を求め、又は、ヒアリング等を行うことができる。
- 4 第1項の選定結果について、全ての応募者に通知するとともに、市ホームページで公表する。
- 5 契約締結までの間に、候補者が応募資格を欠くこととなったとき又は信用失墜行為により施設のイメージが損なわれるおそれがあるときは、市は、選定を取り消すことができるものとする。

(選定委員会の設置)

第12条 別に定める「野田市ネーミングライツパートナー選定委員会設置要領」に基づき、選定委員会を設置する。

(契約の締結及び公表)

第13条 前条の規定により選定した候補者と契約内容について詳細な協議を行い、双方の合意により契約を締結する。

2 契約締結後、速やかに市ホームページ及び野田市報等により公表する。

(契約の変更)

第14条 災害等その他やむを得ない事由により、本契約の履行が困難であると認められる場合は、双方協議の上、契約の内容を変更することができる。

(契約の解除)

第15条 ネーミングライツパートナーが応募資格を欠くこととなったとき又は信用失墜行為により施設等のイメージが損なわれるおそれがあるときは、市は、契約を解除できる。この場合、ネーミングライツ料の返還は行わない。ただし、双方の責めに帰さない事由により解除する場合は、未履行分について、市は、日割り計算により返還するものとする。

(ネーミングライツの更新)

第16条 当該施設等の利用者等の混乱回避及び愛称の定着のため、契約当初の条件を変更しないことを原則として、次回の契約に当たり現ネーミングライツパートナーに優先交渉権を付与することができる。

(市議会への報告及び市民への周知)

第17条 ネーミングライツの募集及び契約締結については、市議会へ報告するとともに、市ホームページ等により幅広く周知を行うものとする。

附 則

この方針は、令和4年2月22日から施行する。